

愛知地方最低賃金審議会

第2回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年10月8日(水) 午前9時30分～午前11時35分

場 所 桜華会館別館2階 富士桜

出席者

(公益代表委員) 中山委員、鈴木委員

(労働者代表委員) 嶋野委員、寺田委員、山本委員

(使用者代表委員) 岡安委員、北島委員、志治委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、
松永専門監督官、水谷賃金指導官、白川賃金指導官、久保賃金調査員

議題
(1) 令和7年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低
賃金の改正について
(2) その他

議事

○白川賃金指導官

ただいまより、令和7年度愛知地方最低賃金審議会第2回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、当部会の業種名につきましては以降、「鉄鋼業」と略称にて呼ばせていただきます。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載の1から7及び最終ページに追加資料を配付しております。また労働者委員からの資料として別途2枚の資料をお配りしております。ご確認いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴者の希望及び報道機関の取材の希望がなかったことをご報告させていただきます。

それでは、以降の議事進行を中山部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○中山部会長

皆さま、おはようございます。

ただ今より第2回愛知県鉄鋼業専門部会を始めます。事務局は委員の出席状況について報告してください。

○白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は水野有香委員が欠席され、2名のご出席、労働者代表委員は3名全員がご出席、使用者代表委員は3名全員がご出席となっております。委員定数9名中8名がご出席され、また公労使各委員とも3分の1以上の委員がご出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしていることを併せてご報告いたします。

○中山部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がありました。それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議題（1）「令和7年度愛知県鉄鋼業最低賃金の改正について」です。

本日の資料について、事務局より説明をお願いします。

○佐野賃金課長

着座にて説明をさせていただきます

本日配付させていただいた資料のうち資料1から資料4は、第1回専門部会において配付しました1が「委員名簿」、2が「申出書の内容等一覧」、3が「最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和7年度」、4が「総括表」です。これを改めて配付しております。

新たに配付した資料5「愛知県鉄鋼業最低賃金引上げに伴う影響」についてご説明いたします。この表は、資料4「総括表」をもとに作成したものです。

一番上の欄が現在の特定最低賃金で鉄鋼業特定最低賃金の1,111円です。特定最低賃金の1,200円まで1円刻みで記載し、それぞれの階級の引上額、引上率、影響率、影響労働者数、対地方最低賃金との比較（対地賃比）を一覧にしたものです。対地賃比は、本年10月18日発効の1,140円に対する比率としています。また、地賃1,140円と現在の特賃額1,111円の欄に色をつけて表記しております。

資料6、これは「鉄鋼業に係る特性値の推移」についてですけれども、前回出していたものに労働者数の欄を設けました。平成26年から令和7年まで、ここの一番上に労働者数を追記させていただきました。

資料7は愛知県が調査しました「2024年労働組合基礎調査結果」を参考までに付けてあります。

あと追加資料ですけれども、前回、岡安委員からご依頼のありましたものとなりますのでご確認ください。事務局からの説明は以上です。

○中山部会長

事務局から資料の説明がありましたが、何かご質問はございませんでしょうか。

(質問なし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。

第1回専門部会では、労使双方から基本的な意見表明をいただいております。

労働者側からは引上げ額 157 円、使用者側からは引上げ額 55 円の具体的な提示がございました。労使双方の金額には 102 円の開きがあります。本日は改正金額を含め、改めて現時点での労使各側のお考えをお伺いしたいと思います。先ほど資料の提出があるということでしたけれども、資料がある場合には説明もお願いいたします。参考人からの意見聴取のご予定がある場合には意見の中でお申し出ください。まず、労働者代表委員からお願ひいたします。

○寺田委員

皆さん、おはようございます。労働者代表委員の寺田です、よろしくお願ひいたします。

金額の今考えるところは、前回のとおりで変わっておりません。また参考人を呼んでの意見を求めることは、今のところ予定はしておりません。

本日は第2回目でもありますので使用者側の意見等を聞きながら、しっかりと議論をさせていただきたいと思います。

本日、直前で申し訳ございませんが資料を 2 枚ほど追加させていただいております。まず 1 枚目が A4 の縦のものです。これは愛知県の最低賃金の地賃と鉄鋼業の特賃の棒グラフが特賃と地賃のそれぞれの額となっておりまして、赤色が鉄鋼の特賃という事で過去 11 年の棒グラフになっております。

緑色のラインがその地賃に対しての特賃の優位性というところで示させていただいておりまして、優位性はこの 10 年で、率でいくと落ちているというところで示させていただいております。この辺を加味して我々としては議論を進めていきたいと思います。

また、もう一枚の A4 の横のもので、これは他県の状況、過去 6 年のものですけれども、他県の鉄鋼特賃の地賃との優位性の額と率、左側が額になります。右側が率になりますが、この過去 6 年のそれぞれの県の状況をグラフにさせていただきました。この赤いラインが愛知県であります、額、率ともに他県よりも負けている状況でもありますし、特に優位性のところでいきますと愛知県は 2022 年でちょっとガクッと額、率ともに下

がっておりまして、その傾向がそのまま続いているという状況で、愛知は生産量 1 位ですでの、そういったところで鉄鋼業が引っ張っているところもあります。他県の状況をしっかり注視したいなというのがありますので、こちらを出させていただきました。このようなことを加味してしっかりと議論していきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○中山部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員からお願ひいたします。

○岡安委員

岡安でございます、よろしくお願ひします。

前回 55 円とお伝えした時にですね、簡単には説明させていただいたのですけれど、改めてどういったプロセスで使用者側として纏めたかというところで、少し補足させていただきたいと思います。

本日の資料でいうと資料 6 のところにある推移ですね、この金額の推移を見て時間当たりの平均額に着目して、これで直近ですと令和 6 年に対して令和 7 年はマイナス 30 円になっていますけれど、今回改定するに当たってマイナスというのは当然あり得ませんので、どこに着目したらいいのかなと見た時にですね、コロナ禍もあって令和 2 年が一番下限かなというふうにこの数字を見て判断しまして、この令和 2 年の下限からどういった平均値で出ているかというところで 55 円というのをお示しさせていただきました。

これをお示しするに当たって、その下にある中位ですか、第 1・4 分位、その下の第 1・10 分位ですか 20 分位、これらも確認させていただいて、そうして見ると数字としては 43 円から 55 円というところで、これは一番高い数字をお示ししたつもりでございます。ですので、その辺り、使用者側としましては、前回申し上げましたとおり、これは合意の原則で、この特定最低賃金については、やっていくものと思ってございますので、昨年のような意見が割れて決定するというのは本来あり得ない話かなと思っています。

そこら辺を加味しますとやはり妥当な水準を出さないと当然合意にはいかないと思っておりますので、使用者側としましては労働者側も、こういったもので我々としてはきちんとその一番低いところではありませんよと、この中で我々が考え得る範囲で前回の時点で一番高い数字をお示しましたというのをお伝えさせていただければと思います。

追加でお示しいただいた資料ですね、本日のこの状態も加味しますと、地域別最低賃金

の水準がちょうど今年の改定値の 1,140 円になるところもありますけど、そこを含めたところが黄色く塗ってあって、ここは確実に影響を受けると、特貢は当然 1,140 円を超えるという事がありますので、この 5 事業所は必ず影響を受けるというのは免れないことでございます。その上で、これを上回っているところについて、どの程度の影響があるかを使用者側としましては、しっかりと配慮した審議をさせていただきたいと思っているところでございます。以上です。

○中山部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方の委員からお考えを伺いましたが、労働者側から使用者側へ、または使用者側から労働者側へご意見、ご質問があればお願いしたいと思いますけれども如何でしょうか。

○岡安委員

よろしいでしょうか。

○中山部会長

岡安委員、どうぞ。

○岡安委員

我々も今申し上げたようにいろいろプロセスを経てお示しした数字でございますけれど、労働者側としては今回の制度上一番上限の数字をお示しいただいた訳ですけれど、何かプロセスとして、ご考慮いただいたところがあるのか、どうかというところです。寺田委員につきましては、検討小委員会にご出席いただいておりますのでご存じだと思うのですけれど、検討小委員会において使用者側としまして、特定最賃の有り無しの審議を行う上で本来であれば金額も含めて判断材料の一つになり得ると思いますが、検討小委員会では改正額の議論は場にそぐわないという事で議論しなかったということですけれど、検討小委員会で改正有りとしたのはいくらでも良いという意思表示ではないというのは、ご理解いただきたいと思っています。労働者側として、金額を決定する上でどういったことを考慮されていたのか、というところを可能な限りお教えいただきたいと思います。

○寺田委員

ありがとうございます。

先ずは、前に岡安委員も第1回目の時に言っておられたとおりに、地賃が上がった時に一瞬でも埋没することはある得ないのではないかとの事もありまして、鉄鋼は基本的にずっとこれまでお伝えしているとおりに結構労使でしっかりと企業内最低賃金のところはやってきておりますので、協定の最低額のところは常に狙っている数字であります。

そこも確かに凄い上げ幅であるのですけれども、しっかりと春闘の状況等そこら辺も加味しながら、後は他県の状況も見ながら考えているところであります。

○岡安委員

ありがとうございます。

我々も前回お伝えしたところではありますけれど、今おっしゃっていただいた他県の状況ですとか春闘という言い方をされますと、当然労働組合との交渉ということになります。今回この特賃を決めるに当たって、影響を受けるのはどこかというお話でございます。もうすでに連合さんからご提案のあった特賃は、連合さんの中においては、下限を1,268円とする協定を結べている状況でございますので、正直この申出をいただいている連合さんは、影響を受けないという事ですね、この特賃は。

とすれば影響を受けるのは、労働組合のない企業、中小企業の県内のところでございます。今のお話ですと全くもって影響を受けないところの状況を考慮してというのはちょっとどうなのかなと思います。我々が考えるべきところは、これで影響を受けるところがどのような影響を受けて、それがどんな良い影響を受けるか、という観点がございますけれど、その点についてこの、主に労働組合のない中小企業さんへの影響を労働者側として、どのように考えていらっしゃるか、ご見解をお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○寺田委員

ありがとうございます。

我々としては、先ほども影響度のところで、こういったところというのと、あと我々の労働組合があるところ、連合を軸に集めている労働協約のところがありますけれども、集めている適用労働者数というところが7割近くなっているところもありますので、あとは先ほどありました賃金の配分というのでしょうか、総括表にあるところも見ながら、ある程度の影響度を見ながらやっておりまして、我々としては、逆に我々が引上げる・引っ張っていくということを考えておりまして、それを社会に波及させるという意識を持っておりまして、それを全く経営状況とかを蔑ろにしている訳ではないので、7割のところをお伝えしたいと思っておりますし、7割のところが引っ張っているという認

識でやっていると考えてあります。以上です。

○岡安委員

ありがとうございます。

○中山部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方の委員からお考えを伺いましたけれども、まだまだかなと思います。

このため、各側の主張や意見等を踏まえまして、改めて各側個別で委員内の意見を調整していただき、各側の意見をまとめていただきたいと思います。そのため本専門部会については、一旦休会とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(労使了承)

○中山部会長

よろしいでしょうか、それでは、一旦休会とさせていただきます。

(休会)

専門部会再開

○中山部会長

それでは専門部会を再開いたします。

労使双方から金額改正に向けた検討内容、妥協点等を含めまして改めてご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願ひいたします。

○寺田委員

お時間を取っていただきありがとうございました。

改めて特貢の改正に向けて打合せさせていただきました。本日、岡安委員からお話をありました中小の状況も改めて資料 4 の基礎調査のところの総括表ですね、そこについての影響度と併せて、本日提出していただきました追加資料の事業所ごとの最低賃金額、最高賃金額の纏め、こちら事業所ごとになった、こちらも確認させていただきながら、改めてしっかりと金額を考えていきました。我々としては、先ほども追加資料でお伝

えさせていただきましたが、愛知が鉄鋼業の生産量も額も一番トップだという事でありますので、しっかりと優位性というところで地賃よりも優位性を持っていかないといけないというところがあります。地賃が最終的に引上げ率 5.85% で上がって来ておりまして、そこはしっかりと求めていきたいところでありますので、1,111 円に引上げ率 5.85% を掛けまして 65 円の引上げということで 1,176 円というところを主張したいと思います。以上となります。

○中山部会長

ありがとうございます。

続きまして、使用者代表委員からお願ひいたします。

○岡安委員

使用者側はまだ隔たりが大きいというところで、他の数字も何か鉄鋼業の実態を表しているものはないかという事でいろいろと資料を拝見させていただいた中で、愛知県が毎年実施しております春季賃上げ要求妥結状況調査結果というのが 2025 年のものが出でございまして、この中で鉄鋼業につきましては 5.6% の引上げ率という事で妥結が出てございます。この水準を当然鉄鋼業のこの地域の実態を表しているというところで、この 5.6% という水準であれば使用者側としても何とか受け入れられる水準ではないのかなということで、冒頭で出していただきました追加資料の影響の範囲も考慮しても特に問題はないのかなというところです。また、労働者側の方針では、ちょっと出していただいた資料としまして、現行のリビングウェイジというのが 1,170 円というのがあって、これもクリアしている数字になる。少なくともこの重要な産業である鉄鋼業に携わる方の生活につきましては、安定していただける水準かなというところで 5.6% の引上げで使用者側としては主張していきたいと思っています。

○中山部会長

ありがとうございます。

労使双方から意見を伺いましたけれども、お互い何かこの時点で質問等、聞きたいことがあればお願いしたいと思います。

(特になし)

○中山部会長

よろしいですか。

ただ今、金額改正に向けて労使双方からお考えを伺いましたが、金額の一致には至っておりません。

このため、更に審議を重ねたいと思いますので、継続審議とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(労使了承)

○中山部会長

ありがとうございます。それでは、専門部会は次回へ継続審議といたします。

○岡安委員

1点よろしいでしょうか。

○中山部会長

はい、岡安委員どうぞ。

○岡安委員

労働者側からは、いつもいろいろな資料をお示しいただいてご主張いただいているけれど、何か労働者側から使用者側に対してこういったような観点の資料とか、考慮してはどうかというところでご提案いただけられることがありましたらお伺いしたいと思うのですけれど、いかがでしょうか。

○寺田委員

考慮とはどのようなことでしょうか。

○岡安委員

使用者側に対して、こういう資料がないかとか、こういう資料を見てはどうかとか。私どもも今まで、本審を含めて出していただいている資料、労働者側からの資料も考慮してはいるつもりで、その中で本日もお話しさせていただいた連合リビングウェイジも見させていただいて、特に我々としましては労働者の生活の安定という観点をしっかりと保証できる水準をお示しさせてみたいと思ってございまして、何か要望といいましょうか、そういたものの何か考慮してほしい要素だとか、出す資料とかあればで良いですけれども。

○寺田委員

よろしいでしょうか。

○中山部会長

はい、どうぞ。

○寺田委員

ありがとうございます。

あればという事で、資料ではないかも知れないですけれども、我々も一生懸命探しているのは、中小企業の最近の鉄鋼業の採用状況というのが明確に分かるデータが皆さんあるかなというところはあります。一生懸命探しているのですけれども、我々はやはり優位性と言っている以上、その部分の人、他の産業との比較もありかなと思うのですけれども、そういったところがもし情報が、受入れ部門の方もおられるので、情報だとかをお持ちであれば出していただければなというところはあります。ちょっと私たちもそこを探しているところで苦労しております、労働局側でも出せないですよね。

○岡安委員

ありがとうございます。

非常にこう、特に人の確保というのは労使共通のテーマだと思ってございますので、そこに関わるところというと私どもお調べして、可能であればお示しさせていただきたいなと思いますのでありがとうございます。

○中山部会長

では可能であれば、よろしくお願いしたいと思います。

○寺田委員

我々も、引き続き探していくという事をお伝えさせていただきます。

○岡安委員

ありがとうございます。

○中山部会長

引き続き資料をよろしくお願いいいたします。

次回が3回目となりますので、できましたら全会一致での結審を目指したいと考えて

おりますので、労使協力の下で円滑な審議がなされますようにお願いいたします。

今ありました資料の提出、参考人からの意見聴取の希望がある場合には、事務局までお願いしたいと思います。

続きまして、議題(2)「その他」になります。労使各側から、何かございますでしょうか。

(特になし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。事務局から連絡等ありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

事務局からご連絡申し上げます。

次の3回目の専門部会の日程についてお知らせします。

第3回専門部会は、10月14日(火)午前9時30分から開催を予定しております。資料等は追ってお送りいたしますが、会場は場所が変わりまして、ウィルあいちの3階会議室6となりますのでよろしくお願いします。以上です。

○中山部会長

今の事務局からの連絡に対して、何かご質問があればお願いたします。

(特になし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、専門部会を閉会といたします。本日は、お疲れ様でした。ありがとうございました。

(令和7年10月8日) 第2回愛知県鉄鋼業最低賃金専門部会 議事録